

第5次三郷市総合計画後期基本計画 施策内容（案）

1. まちづくり方針7

「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」

扉（目指す姿）	・・・	P3
7-1-1 健康づくりの推進	・・・	P4
7-1-2 安定した社会保障制度の確立	・・・	P6
7-2-1 地域福祉の推進	・・・	P8
7-2-2 地域包括ケアシステムの推進	・・・	P10
7-2-3 障がい者福祉の充実	・・・	P12
7-2-4 高齢者福祉の充実	・・・	P14

2. 経営方針

扉（目指す姿）	・・・	P17
---------	-----	-----

（1）経営方針1「地域力の醸成」

1-1 コミュニティ活動の推進	・・・	P18
1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出	・・・	P20
1-3 市民のまちづくりへの参加	・・・	P22

（2）経営方針2「まちの魅力向上」

2-1 シティブランディングの強化	・・・	P24
2-2 広域行政の推進	・・・	P26
2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築	・・・	P28

素案の表記について

- ・ 前期基本計画
- ・ 【資料２】 前期→後期のポイントまとめ
をベースに作成しています。

前期基本計画から変更のある文章を黄色の色かけで表記しています。

※【資料２】３（３）「子ども」→「こども」の表記変更については箇所数が多いため色かけを省略しています

まちづくり方針 7

健やかで
自立した生活を
支え合うまちづくり

目指す姿

7-1 誰もが健康で いきいきと暮らせる まちをつくる	生涯を通じて健康に過ごすことができる ▶ 7-1-1 健康づくりの推進
	社会保障制度の健全な運営が行われている ▶ 7-1-2 安定した社会保障制度の確立
7-2 互いに支え合い、 誰もが活躍できる 地域福祉のまちを 実現する	地域で支え合い、助け合うことができる ▶ 7-2-1 地域福祉の推進
	誰もが住み慣れた地域で、いつまでも住むことができる ▶ 7-2-2 地域包括ケアシステムの推進
	障がい者が地域において安心して暮らし、社会に参加できる ▶ 7-2-3 障がい者福祉の充実
	高齢者が地域で安心していきいきと過ごすことができる ▶ 7-2-4 高齢者福祉の充実

7-1-1 健康づくりの推進

現状

- 健康寿命¹が県内でも短いことが課題となっています。
- 生活習慣病の発生発症・重症化を予防するため、各種健康診査及び保健指導や、地域での健康教育や普及啓発活動を実施しています。また、食を通じた健康寿命の延伸に向け、取組みを進めています。資料2 1 (1)
- メタボリックシンドローム²改善等の健康管理の必要性については、さらなる周知が求められています。資料2 3 (1)
- 健康診査や各種検診及び人間ドック健康診査（人間ドック含む）や各種検診の受診率が低く課題となっています。助成制度のわかりやすい周知 健（検）診受診や助成について、わかりやすい制度周知を一層推進し、多くのかたに受診いただくことが必要です。資料2 2 (1)
- 感染症予防や骨髄バンク事業については、制度の周知に努め、また、食を通じた健康寿命の延伸に向け、取組みを進めています。周知に努めています。資料2 1 (1)
- 夜間、休日診療を含めた救急医療体制については、一次救急、二次救急³における医療体制を周辺市町と連携して実施するとともに、休日診療については、三郷市医師会立休日診療所による診療を行っています。引き続き、市民の健康の保持増進に資するため、周辺市町と連携した取組みが必要です。

課題

- 健康寿命の延伸を目指し、~~市民全体での健康への関心を高めていく必要があります。~~市の健康課題の1つである糖尿病を予防するために、企業や団体等と協力・連携しながら、自然に健康になれる環境づくりを進めることや野菜・果物の適量摂取等の望ましい生活習慣の普及啓発を行っていくことが重要です。資料2 1 (1)
- 生活習慣病予防については、食習慣・運動習慣・休養・禁煙などの健康づくりや若年期からの健康診査及び各種検診の必要性についての普及啓発と、対象者への効果的な健康づくりの普及啓発や受診勧奨の実施及び受診しやすい環境整備が必要です。
- 高齢者の健康づくりについては、疾病予防と介護・フレイル予防⁴を一体的に進めていくことが重要です。
- 新たな感染症予防のため、~~新しい生活様式の実践が求められています。~~感染症の基礎知識や基本的な感染症対策の普及を促進していく必要があります。資料2 2 (2)
- 乳幼児期に接種すべき定期予防接種については、科学的根拠に基づいた知識の啓発及び接種率の向上に向け保護者のかたへの引き続き周知が必要です。

¹ 健康寿命:65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間。

² メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群):内臓脂肪型肥満(腹囲:男性 85cm、女性 90cm 以上)に加え、高血糖、高血圧、脂質異常の危険因子を2つ以上併せ持つ状態のこと。

³ 一次救急、二次救急:一次救急とは入院や手術を伴わない初期救急医療のこと、二次救急とは入院や手術を要する症例に対する救急医療のこと。

⁴ フレイル予防:より早期からの介護予防(=要介護状態の予防)を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが健康に関する正しい知識を習得できるようにするとともに、適正な医療を受けることができることを目指します。

施策実現のための取組み

健康づくり体制の整備	全年齢層を対象とした健康相談、地域の栄養相談、保健指導等、市民の健康づくりを目指した体制づくりを行います。
地域における健康づくりの推進	生活習慣病や、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、市民に正しい知識の普及を図ります。
健康診査・各種がん検診等の推進	生活習慣改善や医療に結びつけるための健康診査・各種検診の実施や各種がん検診を実施し、受診率向上に取組みます。後期高齢者医療保険被保険者対象のフレイル予防に着目した健診にも取組みます。
医療体制の充実	地域医療体制の整備を図り、休日・夜間診療を含めた救急医療体制の整備に努めます。
健康情報の提供	高齢者に向けた生活習慣病対策や要介護状態予防のための低栄養対策、また、乳幼児に向けたものなど、手軽で簡単に作ることができる健康レシピの周知に努めます。
感染症への適切な対応	感染症を予防するため、正しい知識の普及や迅速かつ適切な情報の提供を行います。

関連する個別計画

三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画

第2期三郷市健康増進食育推進計画「すこやかみさと」

第2期三郷市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期三郷市特定健康診査等実施計画

関連する取組み	関連施策
安心な子育ての推進	2-1-1
不妊に関する支援の実施	
心身の健やかな成長の支援	2-1-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

7-1-2 安定した社会保障制度の確立

現状

- 経済的な理由などにより生活に困窮している方に対して、社会的な自立などを目指し、本人の実情に合わせた支援を行っています。
- 高齢化の進展により、医療費や介護サービス費は年々増加しています。
- ~~三郷市の国民健康保険においては、財政状況が厳しく、毎年一般会計からの財政支援を受けている状況です。~~埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）をもとに、県内のどこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる保険税水準の統一を目指しています。

資料2
1 (2)

課題

- 生活困窮者への支援で今後必須化が必要な事業については、継続的な支援を維持するための体制を整え、必要性に応じて委託を含めて検討していく必要があります。
- 生活保護については、必要な人に必要な保護が行き渡るように、生活保護決定事務の適正な実施が必要です。
- 介護保険については、持続可能な財政運営を図り、公平な負担と適正な給付を行うことが必要です。地域の実情に即した施策の実施が必要であり、体制の整備が急務となっています。
- 国民年金については、すべての市民が年金を受給できるように、年金制度の周知、説明の充実を図ることが必要です。
- ~~平成30年度から都道府県が国民健康保険の保険者となる制度改革が行われましたが、都道府県単位で事務や保険税率等を統一する動きがある中、市の従来事務との整合性を図る必要性があり、県を通じての調整事項が増加しています。~~国民健康保険の保険税は、主に被保険者の医療費に充てられる財源であるため、医療費水準の上昇に伴い、保険税水準も上昇しています。
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険については、制度を持続可能なものとするための取組みの推進が必要です。

資料2
1 (2)

SDGsに向けた方向性



誰もが必要な社会保障を受けることができるよう、関係機関と連携して取組むとともに、**高齢化社会等超高齢社会**が進むなかで、制度の維持等を図ります。

資料2
3(2)

施策実現のための取組み

生活困窮者への自立支援	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対し、自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、こどもの学習支援などを行い、他機関との連携による支援を行います。
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上	生活保護決定事務の適正実施と経理管理、統計管理による、地域の保護動向、傾向分析を行うとともに、相談支援の充実を図り、適切なサービス提供を行います。
後期高齢者医療制度の適正運用	埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度における市町村の役割を適正に執行します。
介護保険制度の適正運営	高齢者が介護の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めます。
国民年金の運営支援	市民の生活基盤となる年金受給権が確保できるように、年金制度に係る周知、説明の充実を図るため、日本年金機構と連携をとりつつ、年金相談、広報活動等の充実に努めます。
国民健康保険の健全な運営	被保険者資格の適用適正化、賦課額の適正化、 保険税収入の確保など、必要財源確保に取り組む のほか、段階的に保険税率等の改定を実施するなど必要な財源を確保するとともに、医療費の適正化、保健事業などを推進し、の更なる推進を図り医療費水準を抑えることで、財政の健全な運営に努めていきます。

資料2
1(2)

関連する個別計画

関連する取組み	関連施策
経済的な支援の充実	2-1-1
ひとり親家庭への支援	2-1-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

7-2-1 地域福祉の推進

現状

- 近年、社会情勢や家族の形態の多様化等により、地域における課題や市民のニーズは複雑化かつ多様化しています。
- 市民の不安や悩みを様々な行政サービスの案内や調整によって解決に近づける体制づくりを目指しています。

課題

- 災害発生時等に市民一人ひとりの命を守るためには、地域における助け合いが重要となるため、平常時から、地域の中でコミュニケーションを図り、要支援者と支援者がお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築いておく必要があります。地域福祉活動を支える各団体との連携も重要となります。
- 福祉に関わる相談の件数が増加し、内容も複雑化していることから、対応できる相談者の抱える課題は、教育、就労、家計、住宅確保など、従来の福祉の分野を超えて複雑化・複合化しています。こうした課題を分析し、相談者の状況に応じて適切に各関係機関へ結びつけるため、幅広い分野に深い知識を持つ職員の育成が大きな課題となっています。
- 高齢者や障がい者などの権利が守られ、虐待や差別等が生じることがないようにしていくことが求められています。

資料2
1(3)

SDGsに向けた方向性



住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活することができるよう、関係機関と連携しながら自助、公助、共助等を進めます。

施策実現のための取組み

地域福祉活動を支える各団体等への支援	地域福祉の健全な発達及び増進のために活動を行う各団体等に対し、支援・協力をを行います。
地域福祉推進体制の充実	市民、団体等及び行政が連携・協働する仕組みづくりを推進し、地域福祉の充実に努めます。
避難行動要支援者支援制度の推進	災害が発生し避難する際に、地域における支援を必要とする避難行動要支援者について把握し、名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者(町会・自治会、自主防災組織等)に名簿情報の提供を行います。
福祉総合相談体制の推進	福祉にかかる相談において、複数の部署をまたがる相談に対して、関係する部署につなぐなどの調整をしながら支援を行います。併せて、職員育成を含む対応可能な体制づくりを行います。
権利擁護の推進	自己の権利を表明することが困難な方などの権利を擁護し支援するために、社会福祉協議会等専門機関や中核機関 ¹ を中心に、福祉・行政・法律の専門職や関係機関、地域住民と主体的・積極的に連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。

資料2
2(3)

関連する個別計画

第3次三郷市地域福祉計画

三郷市避難行動要支援者支援制度全体計画

第8期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

関連する取組み

関連施策

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進

1-1-2

人権啓発・教育の充実

6-3-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

¹ 中核機関: 権利擁護支援の地域連携ネットワークをコーディネートする中心的な役割を担う機関。

7-2-2 地域包括ケアシステムの推進

現状

- 後期高齢者の増加とともに医療と介護の両方の需要が増加することが予測されることから、入退院時の調整支援、日常の療養、急変時や看取り等、在宅医療や介護を円滑に提供するため、医療や介護の専門職等の多職種連携を更に強化する必要があります。
- 単身高齢者が増え、支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が高まるとともに高齢者の介護予防が求められています。
- 高齢者のうち約7人に1人が認知症と言われ、認知症は誰もがなりうると言われ、家族や身近な人が認知症になること等も含め、高齢者の増加・高齢化率の上昇とともに多くの人にとって身近なものとなっています。

資料2
1 (4)

資料2
1 (5)

課題

- 地域包括ケアシステム¹の推進に向けて、地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談窓口を担うとともに、地域の専門職の援助技術の向上や多職種ネットワークの構築を推進します。また、地域ケア会議²などを開催することにより、介護支援専門員の支援や地域課題の抽出とその解決を図っていく必要があります。
- 住み慣れた環境でできるだけ長く過ごすためには、医療と介護が一体的に提供される体制が必要です。そのためには、多様な立場の専門職が立場の違いを超えて連携を強化することが求められています。
- 地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて、生活支援コーディネーター³の配置⁴や協議体⁴の配置の推進が、市内全体で求められています。必要です。
- 誰もがなりうる認知症の発症を遅らせる取り組みを実施するとともに、認知症により生活上の困難が生じた場合でも、周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会が求められます。

資料2
1 (4)

¹ 地域包括ケアシステム: 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制のこと。

² 地域ケア会議: 多様な専門職による事例検討を通じ、地域ネットワーク構築、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握と解決を目指す会議。

³ 生活支援コーディネーター: 安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の支援体制を整え、行政や地域の団体、ボランティアなどと連携しながら、必要な支援をつなげる「橋渡し役」のこと。

⁴ 協議体: 第一層(市町村単位)と第二層(日常生活圏域単位)の2種類があり、生活支援・介護予防の体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を進める話し合いの場のこと。

SDGsに向けた方向性

17

パートナーシップで
目標を達成しよう



一人ひとりの健康づくりの支援や保健・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉事業者との連携や地域福祉活動を担う人材育成に取り組めます。

施策実現のための取り組み

高齢者個人に対する 充実した支援とそれを 支える社会基盤の整備

高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぎ、権利や安全を守る制度の案内など等を案内します。また、多職種で構成される地域ネットワークの構築を推進します。強化に取り組めます。

在宅医療・介護を 一体的に提供できる 体制の推進

地域の医療や介護の専門職と情報の共有、課題の抽出、対応策を検討し、の検討を行い、在宅医療や介護を円滑に提供する体制を推進します。の充実を図ります。また、医療・介護に従事する人材の育成やネットワーク化を図ります。更に推進します。

認知症に関する普及 啓発と早期発見・ 早期対応の推進

早期発見・対応のため、地域の関係機関とのネットワークづくりを推進します。を強化します。また、認知症サポーター⁵養成講座等の啓発活動を行うとともに、認知症地域支援推進員⁶による地域支援体制づくりに取り組めます。の充実を図ります。

生活支援サービスの 整備

介護予防・日常生活支援総合事業⁷の実施に向けて協議体を設置し、の設置を推進し、生活支援コーディネーターと共に地域資源の発掘や地域課題の解決に向けて取り組めます。

資料2
1(4)

関連する個別計画

第8期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

関連する取り組み

地域包括ケアシステムの推進

社会貢献活動によるまちづくり

関連施策

経 1-1

経 2-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

⁵ 認知症サポーター:認知症について、正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアのこと。

⁶ 認知症地域支援推進員:市内6か所の地域包括支援センターに配置されており、認知症に関する専門の研修を受けた職員のこと。認知症に関するあらゆる取り組みのため、関係機関との連携、調整、地域の相談対応も行っている。

⁷ 介護予防・日常生活支援総合事業:介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つからなる。地域の実情に応じて、現行と同様のサービスのほか、市民同士の支えあいの考え方を基本とした、様々なサービスを提供することで、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に活かして、要介護状態となることを予防するための住民が参画できるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりや介護予防を推進し、要介護度における要支援等のかたに対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業のこと。また、65歳以上のすべての高齢者を対象とした要介護状態にならないようにするための介護予防事業のこと。

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

7-2-3 障がい者福祉の充実

現状

- 障がい者数の増加や高齢化が進んでいます。
- 相談件数が年々増加し、相談内容も複雑化、多様化しています。

課題

- 障がい者支援の要となる相談支援体制の強化を図るため、ケースワーカー等の専門性を持つ職員の確保や育成が急務となっています。必要です。また、基幹相談支援センター⁸、障害者相談支援センター⁹の増設により、や障害者相談支援センターを中心とした、効率的かつ効果的な障がい福祉サービスの提供を図る相談支援体制の構築維持・強化が必要とされています。
- 増加する手話通訳者・要約筆記者派遣要請に対応する体制づくりが必要です。
- 障がいのある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の軽減の継続が求められます。関係法令に基づいた適正な支給事務を継続することが求められます。
- 長く安定した就労を実現するために、関係機関との就労支援に関するネットワークの充実に努めていくとともに、障がい者の就労支援を推進する必要があります。
- 障害者差別解消法⁹を踏まえ、障がい者等への偏見、差別をなくす取り組みが必要です。

資料2
2(4)

⁸ 基幹相談支援センター:地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者等に対する相談等の業務を総合的に行う。

⁹ 障害者差別解消法:全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

SDGsに向けた方向性



すべての障がいのある人が、地域の一員として暮らす共生社会を目指し、必要な支援を行います。

施策実現のための取組み

総合的な障がい福祉施策の推進	障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、総合的な施策を推進します。
障がい福祉サービスの充実	居宅介護や生活介護、自立訓練や就労継続支援等、障害者総合支援法に位置づけられた介護給付、訓練等給付の継続に努めます。
安定した障がい者福祉施設の運営	障がい者福祉施設みさとの安定した運営に努めます。
意思疎通支援の充実	聴覚障がい者等に対し、日常生活や社会参加の上で支障がないよう、手話通訳者の派遣など意思疎通支援の充実を図ります。
医療費の助成や各種手当等の活用促進	障がい者の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部負担金等について助成金を支給するとともに、各種手当の支給を実施します。
就労支援の推進	一人ひとりの希望に応じた就職を実現し、安定した就労への長期的な支援を総合的に行うため、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークのさらなる充実を進めていきます。

関連する個別計画

三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画

関連する取組み	関連施策
雇用の促進 労働環境の充実	5-2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

7-2-4 高齢者福祉の充実

現状

- 高齢者の独居や老々世帯が増加することにより、引きこもりや孤独死など様々な問題が増えるおそれがあります。

課題

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をするため、医療や介護の関係機関や住民主体の NPO との連携による支援ネットワークの構築強化、高齢者同士の交流の場の提供充実、気がかりな高齢者の安否確認等を行い、孤立を防ぐ必要があります。
- できる限り住み慣れた地域で暮らすため、介護サービス、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整えていくことが必要です。
- 施設の整備事業者の選定は公募によるため、市民ニーズに合う適正なサービスを提供できるよう設置事業者との調整が必要です。
- 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防把握事業、一般介護予防事業、地域リハビリテーション活動支援事業の一層の充実が求められます。

資料2
1 (4)

SDGsに向けた方向性



すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要なサービスの提供を行うとともに、地域包括ケアを進めます。

施策実現のための取組み

高齢者の孤立防止	高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、高齢者同士の交流の場を提供し、 の充実を図り、 地域住民と協力して孤立や引きこもり、孤独死等を防ぐための住民ニーズに応じた取組みを行います。
生活支援を支える基盤整備の推進	日常生活で、何らかのサービスが必要な高齢者のための生活支援サービスと情報提供の充実を図ります。
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	健康寿命の延伸や、 高齢者が長年つちかってきた知識や技能を発揮できる場の確保を行うとともに、ボランティア活動などの社会参加の支援や生きがい活動のための 施設整備を推進します。環境整備を進めます。
高齢者福祉サービスの充実	介護サービス等の整備に努めていくとともに、市が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として実施する介護基盤整備事業について、民間事業者等が整備する施設に対し、整備費の一部補助などを行います。
介護予防の推進	高齢者が要介護状態にならないように、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう介護予防事業 ¹ を 更に 推進します。また、市民が協力し支えあい、 要介護状態にならないような仕組みを確立します。生きがいをもった生活を長く続けることができるような仕組みを整えます。

資料2
1(4)

関連する個別計画

第8期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

関連する取組み

シルバー元気塾の推進

関連施策

6-2-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

¹ 介護予防事業:高齢者が楽しみや生きがいを持って、いきいきとした生活を送るための事業や心身の衰えがあるかたに要支援・要介護を予防するための事業などを行う。

経営方針

7つのまちづくり方針 を実現するために

目指す姿

経営方針 1 地域力の醸成	市民がコミュニティの輪を広げ、活動を行っている ▶ 経 1-1 コミュニティ活動の推進
	こどもから高齢者まで、世代を超えた関わりができる機会がある ▶ 経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出
	市民が地域への関心を高め、まちづくりに参加している ▶ 経 1-3 市民のまちづくりへの参加
経営方針 2 まちの魅力向上	まちの価値が高まり、より多くの人々が来たい、住みたいと思ってもらえる ▶ 経 2-1 シティブランディングの強化
	関係自治体と共に協力したまちづくりを進めている ▶ 経 2-2 広域行政の推進
	民間企業や大学など、様残な主体と共にまちづくりを進めている ▶ 経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築
経営方針 3 行財政基盤の強化	※行政改革推進委員会で協議

経 1-1 コミュニティ活動の促進

現状

- 町会・自治会等の地縁活動は、地域の福祉活動や防犯・交通安全・防災活動、環境・美化活動、地域コミュニティの活性化、地域情報の提供など、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。
- 町会・自治会等への加入促進を図るため、町会・自治会等と三郷市と宅地建物取引業協会埼玉東支部の3者による、町会・自治会等への加入促進に関する協定の締結も行い、町会・自治会等の区域に転入された方々への加入促進のチラシ等の配布を協力してもらっています。
- 町会・自治会等及び「三郷市コミュニティ協議会」に対して、コミュニティの形成に向けた自主的な活動を支援するため体制の構築を行っています。また、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備支援に努めています。

課題

- 少子高齢化、マンションや分譲住宅の急増、核家族化や単身世帯・共働き世帯の増加などにより、町会・自治会等への未加入者が増える中で、町会・自治会等の構成員・役員の高齢化が進んでいます。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域への帰属意識の希薄化が進んでいますが、地域コミュニティの重要性は増し、身近な施設での地域活動の充実が求められています。また、水害や地震等の災害を想定した安全対策等を行うためには、地域コミュニティの活性化が必要です。
- まちづくりの推進のための多様な担い手の育成、地域の人々が共に支え合う「共助」の取組みの支援体制の推進が課題です。

SDGsに向けた方向性



すべての市民が地域の中で助け合い、生活するためのコミュニティ活動を進めます。

施策実現のための取組み

地域コミュニティの活性化	地域活動の推進、町会等の活動支援を行います。また、将来の町会役員や市民活動団体の地域リーダーとなる人材の育成を進めます。
コミュニティ組織・活動への援助	「三郷市コミュニティ協議会」の組織の育成や事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。
ボランティア活動への支援	市民ボランティア活動に際しての傷害・賠償保険を提供します。
地域コミュニティ施設整備の促進	町会・自治会等の活動拠点である集会所等の施設備品の充実に向けた補助金制度を実施します。
「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備	「こどもの居場所」を作りたい人や協力者に対し相談体制を構築します。
地域包括ケアシステムの推進	高齢者、障がい者などが、可能な限り住み慣れた地域で、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域での支援を推進します。

関連する個別計画

第2次みさとこどもにこにこプラン

関連する取組み	関連施策
地域防災力の強化	1-1-3
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	1-2-1
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
地域活動・地域交流の促進	2-2-2
多文化共生の推進	5-2-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出

現状

- 全国的な人口減少、少子高齢化、核家族化の影響のほか、価値観の多様化による住民ニーズの変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進み、こどもが、地域で遊ぶ機会が減少してきています。その一方で、各世代の方々が置かれている状況として、元気な高齢の方々が地域で様々な活動をされています。このような意識の広がりを受け、地域の様々な課題を自ら解決しようとする取組みも進んでいます。
- 市民の価値観の多様化とともに、行政ニーズが個別化・細分化する傾向にあり、身近な地域社会に対する関心が高まり、地域づくりに積極的に関わろうとする意識も広がっています。

課題

- 地域で様々な活動をされている高齢の方々の活躍の場を広げ、地域で遊ぶ機会が少ないこどもと高齢の方々の生きがいづくりをマッチングすることや、高齢の方々の知識をこどもに伝えていけるような場が少ないことが課題となっています。
- 地域づくりへの関わりや意識の広がりから、様々な世代間の交流の場や機会の提供など、新たなアプローチが求められています。このような交流の場や機会の提供を行うためにも、柔軟で機能的な施設運営が必要となります。そのためには、民間のノウハウ等を活用することも重要になってきます。

SDGsに向けた方向性



誰もが多様な人々との相互理解と世代間交流を進めることで、持続可能な社会の実現を図ります。

施策実現のための取組み

地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進	スポーツ、地域活動や生涯学習など、市民の身近な活動の中での多世代交流を促進します。
「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進	「こどもの居場所」をこどもや子育て家庭だけでなく、多世代が交流できるコミュニティの拠点とします。
本を通じた世代間交流の推進	こども司書養成講座 ¹ の実施と読書ボランティアに対する支援により、本を通じた世代間交流を推進します。
多世代交流施設の整備（削除）	高齢の方々が触れ合う機会を必要としている実情や、世代や分野を超えた多世代にわたる交流が促進される新たな交流拠点づくりを行います。（削除）
地域における世代間交流の促進	地区文化センター等の文化施設や児童館、町会等において、世代に関わらず楽しめるイベント等の開催を支援します。

資料2
2(5)

関連する個別計画

第2次みさとこどもにこにこプラン

関連する取組み	関連施策
地域における子育て支援	2-1-2
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
社会に開かれた学校教育の推進	2-2-1
ふれあい型農業の推進に向けた支援	5-1-3
日本一の読書のまち三郷の推進	6-1-1
スポーツ・レクリエーション活動の推進	6-2-2

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

¹ こども司書養成講座・読書が好きなこどもたちに、本への関心をさらに高めてもらうために開講している。三郷市では小学6年生を対象として実施し、講義・実習を通して司書の仕事を学び、認定を受けたこども司書は未来の読書リーダーとして図書館や市の読書イベントで活躍している。

経 1-3 市民のまちづくりへの参加

現状

- 市民等の権利や責務などを定めた「三郷市自治基本条例」を平成21年6月に制定し、市民参加を推進しています。

課題

- 市民の価値観が多様化し、行政ニーズが個別化・細分化する傾向もある中で、まちづくりを進めるためには、市民の声、ニーズを反映するため、パブリック・コメント手続制度や市民懇談会をはじめ、多様な市民参加の機会を提供していく必要があります。
- 市民参加の基本である投票という行動についても、啓発をはじめとして、政治や選挙に対する関心の向上を図る必要があります。
- 各課に直接寄せられた意見等を統合する仕組みにはなっていないため、統合型のデータベースシステムの構築を集約し、市政に関する課題を把握するための仕組みを検討する必要があります。

資料2
2(6)

SDGsに向けた方向性

16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



地域のコミュニティ活動に誰もが積極的に参加できるよう、
「三郷市自治基本条例」の考え方を尊重しながら、市民参加を
進めます。

施策実現のための取組み

市民参加制度の活用	パブリック・コメント手続きなど、三郷市自治基本条例に基づく市民参加制度の活用を図り、市民参加によるまちづくりを推進します。
市民参加の機会の確保	まちづくりをはじめとした計画づくり等の実践の場において、市民が参加できる機会、場の確保に努めます。また、参加の機会を増やすため、市ホームページをはじめ様々なツールを活用し、広く周知します。
広聴活動の充実	投書箱やインターネットをはじめ、様々な媒体により広く意見や要望を収集し、市政運営に役立てます。また、今後のまちづくりの参考とするため市民意識調査を行い、市政に対する市民の意識を的確に把握します。
有権者の政治意識向上	若年層、特に初めての選挙となる新有権者や、将来の有権者である小中高校生に対して、選挙啓発事業を行います。

関連する個別計画

関連する取組み

関連施策

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

経 2-1 シティブランディング¹の強化

現状

- 市の魅力や情報の発信について、広報紙や市ホームページをはじめ、フェイスブック、ツイッターなどの媒体も活用しています。
- 市の魅力や特徴の1つとして、「日本一の読書のまち三郷」を推進しています。

課題

- まちづくりを進めるためには、三郷の資源をあらためて認識し、活用する必要があります。また、市民と市が共通の認識を得るためのプラットフォーム²の構築、推進が必要です。共に市の魅力の向上に向けて取り組むことが重要です。
- 持続可能なまちであり続けるには市内外、多くの人々に三郷への関心を高めてもらう機会を創出することが重要となります。広報活動の基本部分である紙媒体の広報紙に加え、現在行っている情報発信以外にも、若い世代にも届く新たな情報発信の取組みを行っていく必要があります。
- 三郷市の関係人口を増やすため、現在行っているシティプロモーション活動に加え、市民を交えたワークショップ³等を開催し、更なる三郷市の魅力発信の取組みを行っていく必要があります。三郷市の魅力発掘、認知拡大、価値向上に市民と共に取り組んでいく必要があります。

資料2
2(7)

¹ シティブランディング:市の認知度を高め、そのイメージをより好感の持てるものとして広め、市としての価値を高めること。

² プラットフォーム:ビジネス用語としては、物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場の意味で用いられるが、三郷市総合計画では、市民と行政をつなぐ場(仕組み)の意味で用いる。

³ ワークショップ:参加者自身が他の参加者との意見交換や体験などを通じて、知識や技術を学ぶ参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

SDGsに向けた方向性

17

パートナーシップで
目標を達成しよう



市民に三郷市をより知ってもらうための取組みを行うとともに、市外の人を含め、より多くの人々に三郷市を知ってもらうことで、持続可能な都市づくりを進めます。

施策実現のための取組み

地域力を醸成するための 機会の創出	自然、文化、産業など、三郷市の資源を知り、市民が地域に愛着を持って、いきいきとした生活や交流を育むことができる機会について、様々な場面をとらえて創出し、市民によるまちの活性化や発展につなげます。
広報活動の推進	月一回の「広報みさと」発行のほか、ホームページやツイッター、フェイスブックなど複数のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など多様な媒体を活用した情報発信に取組みます。
シティプロモーション による魅力発信	ロケーションサービス等のシティプロモーション活動を通して、市の各施策における取組状況やまちの様々な魅力を市ホームページやSNS上に数多く展開するとともに、三郷市の魅力を発掘・創造し、市内外への効果的な情報発信により、市内外への効果的に発信することにより、シティプロモーションに取組みます。
特徴ある取組みの推進	特徴ある取組みの一つとして、「日本一の読書のまち三郷」の活動の内容を市内外へ発信し、市民意識を醸成し、文化のかおり高いまちづくりを目指していきます。

資料2
1(6)

資料2
2(7)

関連する個別計画

みさとシティプロモーション方針

関連する取組み	関連施策
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	4-1-2
新特産品等の産出	5-1-3
地域資源を活かした取組みの創出 観光資源の情報発信 都市型観光の振興 観光資源の再発見	5-2-2
文化財保護意識の啓発	6-2-4

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

経 2-2 広域行政の推進

現状

- 近隣の草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町とともに、埼玉県東南部都市連絡調整会議による広域連携を行い、公共施設の相互利用などの事業広域的な行政課題に関する調査研究や公共施設の相互利用などの広域連携事業を行っています。
- 友好都市協定を締結している長野県安曇野市(旧三郷村)及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業で友好関係を深めているほか、スポーツ少年団や体育協会などによる、市民レベルでの交流事業も盛んに行われています。

資料2
2(8)

課題

- 人口減少問題や気候変動による災害対策、高齢化に対する交通政策は三郷市だけではなく、市民の生活圏域を含め、より住みやすいまちづくりを目指すため、近隣自治体と広域で取組みを行っていく必要があります。
- 三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業は、引き続き、新たな交流のあり方を検討するなど、幅広い活動を通じた友好都市交流の推進が求められています。

SDGsに向けた方向性

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



持続可能な三郷市を実現するため、市外を含むより多くの関係機関との連携を強化します。

施策実現のための取組み

自治体間連携による 行政サービスの向上	市民の生活行動圏に関する近隣都市との連携を深め、広域的な防災、交通、公共施設の相互利用などに取組みます。
共通する事務における 連携	近隣自治体との共通する事務において、 一部事務組合 一部事務組合等 を通じた連携を推進します。
友好都市交流の推進	友好都市協定を締結している長野県安曇野市及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめ、様々な交流事業を通し、友好関係を深めます。

資料2
3(4)

関連する個別計画

第2次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本方針

関連する取組み	関連施策
江戸川水防事務組合の活動の充実	1-1-2
最終処理施設の管理	3-2-3
計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	4-2-2
MaaSの具現化	4-2-3

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築

現状

- より良い地域づくりや交流を目的として、民間企業や大学等と協定を締結し、市民サービスや各種事業展開において、連携した取組みを行っています。
- 大規模災害時の相互援助を目的として、市では自治体間の相互応援に関する協定を締結しています。
また、被災者に必要な飲料水、食料及び医薬品等の優先的な供給を得られる体制を確立するため、市内外の事業者と災害時の応援に関する協定を締結しています。

課題

- 多様化する市民ニーズや今後、複雑化が予測される社会課題に柔軟に対応するため、市では、地域の実情を正確に把握し、効率的・効果的な市政を運営していく必要があります。
- これまで市が行ってきた取組みだけではカバーできない課題については、他の機関が持つノウハウや技術の活用を進めていく必要があります。
- 大規模災害が発生した場合には、住家の被害認定や罹災証明書¹の発行など、業務量が短期間に集中してしまうことから、被災自治体だけでは、十分かつ迅速に救助、応急及び復興対策を実施することが困難となっています。

¹ 罹災証明書:災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するもの。

SDGsに向けた方向性

17 パートナリシップで
目標を達成しよう



持続可能なまちづくりを実現するため、多様な主体との情報交換等に努め、連携を図ります。

施策実現のための取組み

資料2
2(9)

社会貢献活動による まちづくり	こどもや子育て世帯、高齢者、障がい者など支援を必要とする人々に対し、社会貢献活動を行う個人や地元企業・団体が支援することで、安心できるまちづくりを進めます。
ギリシャ共和国を中心 とした国際交流	ギリシャ共和国とのホストタウン交流など、スポーツ・文化・教育・産業など様々な分野での国際交流を通じて、市民の国際感覚・国際意識の向上や国際化を推進します。
大学との連携	協定や事業等により三郷市と関わりのある大学等と連携し、魅力ある地域社会の構築を目指します。
民間企業等との連携の 推進	防災、教育など市民生活に関わる様々な取組みにおける民間企業や団体等との協定や連携を推進し、民間企業等のもつ専門性やノウハウを活かした政策立案を目指します。
民間事業者との災害時 応援協定 ² の締結	災害発生時に市民サービスを提供するうえで、有益な事業を展開している事業者等と積極的に協定締結を検討し、迅速な応急復興対策につなげていきます。

関連する個別計画

関連する取組み	関連施策
物資等供給体制の整備	1-1-1
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
鉄道輸送の強化	4-2-3
国際交流の推進	5-2-3
生涯学習関係機関・団体との連携強化	6-2-1

本文を踏まえてパブリック・コメント案作成時に整理
(第6回まちづくり委員会)

² 災害時応援協定:大規模災害時は、市の通常の防災体制のみでは、市民の生命・財産の保護等活動に十分対応できないことが予想される。このような事態に対処する手段として、物資の供給、緊急輸送等の各種応急復旧活動について被災自治体をサポートする旨の協定が、多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されている。民間事業者は、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、様々な分野の民間事業者と協定を締結することで、広く確かな応急復旧活動が期待できる。